

全産廃連発第 52 号
平成 18 年 3 月 1 日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課 課長 関 荘一郎 様

社団法人全国産業廃棄物連合会
会長 國中 賢吉

廃木製パレットについて（要望）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

産業廃棄物の木くずの定義について次のとおり要望いたしますので、平成 18 年度のできるだけ早い時期に実現下さいますよう、ご尽力賜りたくお願い申し上げます。

記

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令 第 2 条 第 2 号(木くずの定義)に「廃木製パレット」を追加する。

[要望理由]

事業系一般廃棄物の中には、排出量が多量であったり、サイズが大きかったり等の理由により、自治体から適正処理困難物と指定され搬入を断られている例がある。特に廃木製パレットは、パッカー車では運搬できないことや、施設の処理能力から量、サイズにより処理に苦慮している例が少なくない。

産業廃棄物処理業者は市町村から委託された場合を除いて、これら进行处理することはできないが、実際は収集やごみ処理施設への搬入を断られている場合など、担い手がなく産業廃棄物処理業者への相談が多く寄せられている。また、一般廃棄物の業許可を取得して取扱うにしても、一般廃棄物は、市町村をまたがった処理が困難であり、循環型社会の流れであるリサイクルが難しいのが現状である。

以上のことから、廃木製パレットを廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行令 第 2 条 第 2 号(木くずの定義)に追加し、産業廃棄物として扱えるようにして頂きたいと要望する。

以上